

代行申請と各種認定申請の委任状添付について

1 代行申請について

介護保険法第 27 条に、要介護認定を受けようとする被保険者に代わり申請手続きを代行できる者が明記されていますが、その際、代行申請に係る委任状の要否は各保険者の判断に委ねられています。

小郡市では、被保険者のサービス利用意思の確認を行うため委任状添付の取り扱いを下記のとおりとしますのでご協力をお願いします。

2 各種認定申請における委任状の添付について

下表の代行者の種別及び申請区分をご確認のうえ、該当する欄が“要”となっている場合は、必ず委任状を添付して代行申請を行ってください。表中のいずれにも該当しない場合は、委任状を添付してください。

※斜線箇所は委任状不要です。

区分	代行者の種別	申請区分(委任状の要否)					備考
		新規	更新	区分変更	要支要介 新規	申請 取下げ	
	地域包括支援センター						三職種のみ
個人	4親等以内の家族 (同居・別居不問)						
	成年後見人等						保佐人及び補助人を含む (身分を証明するものの提示)
	民生委員						
	上記以外の個人(第3者) (隣人・知人等)	要	要	要	要	要	事業所等に属さないケアマネ ジャー等の有資格者を含む
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要					
	介護老人保健施設	要					
	介護医療院	要					
	指定介護療養型医療施設	要					ソーシャルワーカー及び 施設ケアマネジャーに限る
地域密着型	地域密着型介護老人福祉施設 (定員29名以下の特別養護老人ホーム)	要					
	上記以外の 地域密着型サービス事業者	要	要	要	要	要	
その他の事業者	指定居宅介護支援事業者	要					地域包括支援センターのケア マネジャー含む
	上記以外の事業者等	要	要	要	要	要	【例】 ○医療施設 ○特定施設 (養護老人ホーム、有料老人 ホーム、軽費老人ホーム、サー ビス付き高齢者向け住宅) ○訪問介護事業者 ○宅老所 ○在宅介護支援センター 他